
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 97 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 97 回税効果会計専門委員会（2025 年 10 月 16 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（本日の検討事項）

2. 資料(1)第 3 項から、本プロジェクトでは、税制改正によって個別の税金の創設又は廃止が行われたときであっても、企業会計基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更により機動的に対応することを目指しており、そのために原則的な定めを置くことを試みていると理解している。一方で、例えば企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第 16 項及び第 17 項では個別に税法の条文が明記されているが、資料(3)には記載されていない。個別の取扱いの定めは極力取り除くのが本プロジェクトの目的と考えられるが、このような税法の条文が明記されているものを残すということは、個別の税法の取扱いに対して税効果適用指針の中で対応することを想起させると考えられるため、今回の事務局の提案で本プロジェクトの目的がどの程度達成されるのか見解を伺いたい。

（企業会計基準公開草案第●号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（新旧対照表）

3. 資料(2)文案第 2 項の後半において、個別の税金の例示をしているが、資料(2)文案第 4 項(2)の定義に含めて記載した方が良いと考える。
4. 資料(2)文案第 2 項において、住民税（法人税割）及び事業税（所得割）が記載されている一方で、用語の定義としては、資料(2)文案第 4 項(3)以降で課税対象利益を基礎とする税金に該当しない税金についてのみ定義されており、企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）の対象となる中心の税金についても用語の定義を記載すべきと考える。さらに、実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 46 号」という。）において、法人税及び地方法人税を定義している一方で、法人税等会計基準において定義されないのはバランスを欠くと考える。

5. 資料(2) 文案第 3 項において、グループ通算制度を適用する場合には法人税等会計基準の範囲から除外される旨が記載されているが、グローバル・ミニマム課税についても、実務対応報告第 46 号で特別な取扱いをしているため、同様に法人税等会計基準の範囲から除外される旨を記載した方が良いと考える。
6. 資料(2) 文案第 4 項(2)において、『課税対象利益を基礎とする税金』とは、各事業年度の課税対象利益を基礎として、法令を適用して算定された、支払済み若しくは支払予定の、又は還付が見込まれる税金の額をいう。」とあるが、資料(2) 文案第 2 項で「課税対象利益を基礎とする税金には、例えば我が国の法人税、住民税（法人税割）及び事業税（所得割）が含まれる。」と記載するのであれば、「の額」という言葉は不要であると考えらる。
7. 「課税対象利益」について、現行の法人税等会計基準第 4 項(7)の「所得」の定義との関連や、他の会計基準等で用いている「課税所得」との関連が分かるように、結論の背景に記載いただきたい。また、「課税対象利益を基礎とする税金」についても、他の会計基準等で用いている「法人税等」との関連が分かるように結論の背景に記載いただきたい。
8. 資料(2) 文案第 11 項において、負債側でワン・イヤー・ルールによる定めを記載しているが、資料(2) 文案第 12 項の資産側についてもワン・イヤー・ルールによる定めを記載した方が良いと考える。
9. 資料(2) 文案第 12 項において、「課税対象利益を基礎とする税金が、既に納付済みの税金の額を下回ることにより還付されるとき」とあるが、中間申告時の納付が過大だったことによる還付であることが分かりづらくなっているため、結論の背景に記載いただきたい。
10. 資料(2) 文案第 18-2 項において、「住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）を損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する」とあるが、営業外費用を追加した経緯を確認したい。また、還付の場合に、営業外収益に計上することもあると考えるが、営業外費用までしか記載しない理由を確認したい。
11. 資料(2) 文案第 20-7 項において、住民税（均等割）の区分が変わることによる経過措置を設けていないことがわかるように結論の背景に記載いただきたい。
12. 経過措置に関して、第 557 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 18 日開催）で過去の財務諸表の組替えに代わって、注記による対応方法を採用しないかというコメント等もあったが、その後どのような検討がなされて現在の文案に至っているか説明いただきたい。
13. 資料(2) の「20XX 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」の実務対応報告第 46 号 BC25 項の修正案において、「2025 年改正前法人税等会計基準第 4 項(7)に

において定義する所得には含まれないことから、親会社等の所得に対して計上される法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)とは区分することが適切である」とあるが、現行の法人税等会計基準第4項(7)は見直し後の法人税等会計基準において削除される部分であるため、改正後の定義に照らした検討が新たに必要であると考ええる。

(企業会計基準適用指針公開草案第●号(企業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(新旧対照表))

14. 資料(3)文案第4項(2)において、「法人税等」に関する定義を修正しているが、税効果適用指針の上位規定は、法人税等会計基準ではなく、企業会計審議会の「税効果会計に係る会計基準」(以下「税効果会計基準」という。)であるため、課税対象利益を基礎とする税金を用いる路線から動かせないのであれば、税効果会計基準における「法人税等」の定義を改正すべきであると考ええる。資料(2)文案第91-2項で、「法人税等に該当する税金は従来と同様であり、税効果会計の対象となる税金に関して変更を意図するものではない。」とあるが、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金と、課税対象利益を基礎とする税金が同じ意味で用いられているとすれば、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金にそろえた方が、日本基準としてはわかりやすく、他の会計基準等の修正も多くなると考える。
15. 見直し後の法人税等会計基準の対象が課税対象利益を基礎とする税金となったことで、外国法人税についても、課税対象利益を基礎とする税金であれば、法人税等に含まれると考えられる。外国法人税であっても、法人税等である以上は、国内の税金でなくても税効果会計の対象になる可能性があると考えられる。税効果適用指針第44項では「繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、決算日において国会で成立している税に規定されている方法に基づき」とあるが、税効果会計の対象になるのであれば、外国の法人税も含めた規定に見直す必要があるのかの検討が必要と考える。
16. 資料(3)文案第47項において、住民税(法人税割)、事業税(所得割)などの地方税について、「住民税等」という略称定義を置いているが、資料(3)文案第4項(12)及び(13)ですでに課税主体を基準とした定義をしているため、「住民税等」の定義を置く必要性を確認したい。
17. 法定実効税率に関する税効果適用指針設例10、設例11及び実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の設例5について、実務においては有用な設例であるため、今後税制改正の都度メンテナンスされるのであれば、基準等から削除し、代わりに補足文書において示すという事務局案に賛成する。

(実務対応報告公開草案第●号(実務対応報告第42号の改正案)「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（新旧対照表）」

18. 資料(4)文案第 45 項において、住民税などの個別の税金に言及している箇所があるが、住民税などについて、それ自体はグループ通算制度の対象とはならないものの、グループ通算制度の対象とされている税金を課税標準としている税金などといった一般化した形で記載する必要がないか確認したい。

（移管指針公開草案第●号（移管指針第 6 号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（新旧対照表）」

19. 資料(5)文案第 10 項において、「法人税等（住民税（法人税割）及び事業税（所得割）を含む。）に係るキャッシュ・フローは」とあるが、法人税等の定義がないため、括弧書きの中に、資料(2)文案第 4 項(2)に定める「課税対象利益を基礎とする税金」を追記した方が良いと考える。また、個別の税金名に言及せずに、一般化した形式で文案を作成することを検討いただきたい。

以 上